

施策の紹介

文部科学省の取組

教育の情報化

文部科学省においては、平成十二年度から始まつたミレニアム・プロジェクト『教育の情報化』等に基づいて、教育現場におけるエイチ（情報通信技術）化を展開しています。以下、学校におけるコンピュータの整備の推進とインターネット接続率の向上、専門的な技術を持った人材育成など、教育の情報化に向けて進められている施策について紹介します。

教育をめぐる現状

インターネットを中心とした情報通信技術の飛躍的発展により、生涯学習の可能性が大きく拡大していると指摘されています。また、昨年七月に行われた九州・沖縄サミットに影響を与えたつあり、教育の分野もその例外ではありません。

世界に目を向けると、昨年四月のG8教育大臣会合の議長サマリにおいて、近年の情報通信技術の飛躍的発展により、生涯学習の可能性が大きく拡大していると指摘されています。また、昨年七月に行われた九州・沖縄サミットに影響を与えたつあり、教育の分野もその例外ではありません。

連の読み書き能力及び技能を育む機会を提供することの重要性について言及されています。

このような状況の下、文部科学省においても、平成十二年度からおいて採択された「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」においては、情報社会への移行を円滑に推進するため、情報通信技術関連に積極的に取り組んでいます。

このプロジェクトにより、学校における教育用コンピュータの整備率を平成十二年三月現在では一台当たり児童生徒十三人であるところ、平成十七年度までには一台当たり約五人になることを目指しています。また、学校のインターネット接続率は、平成十二年三月現在で五七・四%ですが、これを

平成十三年度までに一〇〇%に引き上げることを目標としています。

政府における取組

昨年の十一月に成立した高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」）は、今日のITの活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に的確に対応するため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本的理念と施策の策定に係る基本方針を定め、その実現のための体制整備や重点計画の策定などについて定めています。

ツト常時接続の早期実現、電子商取引ルールの整備、電子政府の実現、新時代に向けた人材育成等を通じて、市場原理に基づいて民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、五年以内に世界最先端のIT国家を目指す、としています。

この「IT基本戦略」は、一月二十一日に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第一回）において、「e-Japan戦略」として政府決定されました。

IT基本法と教育の情報化

また、これと並行して、情報通信技術（IT）戦略本部に置かれた有識者から成るIT戦略会議は、去る十一月二十七日に「IT基本戦略」を決定し、内閣総理大臣に提出しました。この「IT基本戦略」においては、超高速インターネット網の整備とインターネ

的な人材を育成していくことが必要です。このため文部科学省においては、初等中等教育をはじめ、高等教育、生涯学習の各分野にわたって情報化を積極的に進めています。まず、初等中等教育については、ミレニアム・プロジェクト「教育の情報化」により、平成十三年度末までに、すべての公立小中高等学校等（約四万校）をインターネットに接続し、平成十七年度までにすべての学校のあらゆる授業でコンピュータ・インターネットを活用できるよう、計画的な整備を行っています。また、同プロジェクトに基づいて五か年計画で整備することとされた公立小中高等学校等（約八千校）における校内ネットワーク（LAN）については、

平成十二年度補正予算により約一年程度前倒しして整備することとされています。さらに、私立小中高等学校などについても、公立学校と同程度の水準の整備を目指して、

コンピュータ整備、インターネット接続を行うこととしています。

また、子どもたちの情報活用能力の充実を図るため、新しい学習指導要領では、小・中・高と各学校段階を通じて、各教科等や「総合的な学習の時間」においてコンピュータやインターネットの積極的な活用を図るとともに、中・高等学校において、情報に関する教科・内容を必修にすることとしています。

一方、高度な技術に裏打ちされた高度情報通信ネットワーク社会をさらに発展させていくためには、幅広い分野で専門的な技術を持つ創造的な人材育成が重要です。

このため、国立大学等において、IT関連分野に即戦力として対応できる実践的かつ創造性豊かな人材の育成を推進していくほか、私立大学等における高速・大容量の学内LANやコンピュータ等IT基盤の総合的整備を支援していく

こととしています。また、国立大学などにおける情報専門技術者養成の充実を図るため、情報関係学科・大学院専攻等の新設・整備等を行っています。

また、社会人などを対象とした

様々な教育プログラムの開発等を通じ、専修学校におけるITスペシャリスト等の育成を推進していくこととしています。

また、生涯学習の分野においても、情報化を推進することにより、「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習に取り組むことができるようになります。これにより、より多くの国民の方が豊かな人生を送ることができるようにになります。

具体的な取組としては、エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）を活用して、全国の社会教育施設等（約千五百か所）へ、教育・文化・スポーツに関する情報発信しています。また、エル・ネット「オープンカレッジ」によ

り、将来広く普及すると思われる衛星通信を利用した公開講座の配信について研究開発を行ったため、大学の公開講座を全国の公民館等の社会教育施設に提供する実験事業を行っていくこととしています。

業を行っていくこととしていま

ては、社会の各分野に存在する学習資源を活用した学校教育用コンテンツの開発を進めることにしているほか、教員研修については、

か、理解を助けるための動画コンテンツなどのソフト面の整備、さらには、実際にそれらを使って授業を行う教員への研修を計画的に進めています。

。

2 公共分野におけるITの活用

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の方々の利便性の向上のため、ITの活用による公共分野におけるサービスの多様化や質の向上が図られなければなりません。文教分野においては、特に義務教育を含む学校教育全般において、ITを積極的に活用して、

その質を高めていくことが必要です。具体的には、ITを活用することによって、より「分かる」授業を実現していくことが重要であり、そのため文部科学省では、コンピュータやインターネットなど

新学習指導要領が実施される前年の平成十三年度までに、すべての公立学校教員がコンピュータ操作を習得し授業において活用できる状況を実現するため、平成十二

年度からの二か年計画で、校内研修カリキュラム・教材の開発や研修推進講習会を実施しています。

3 デジタル・デバイド（情報格差）の防止・解消

高度情報通信ネットワーク社会においては、地理的な制約、年齢、

か、理解を助けるための動画コンテンツなどのソフト面の整備、さ
めの能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一體的な形成を著しく阻害するおそれがあります。当然のことながら、「ITの恵沢をあまねく享受できる社会」を形成するというIT基本法の基本理念からして、それらの側面に対しても十分な配慮を行うことがあります。

また、先述した生涯学習審議会の答申においては、「デジタル・デバイド」を防止・解消する観点から、特に情報リテラシーを身につけるための学習機会の不足しがちな社会人、高齢者や女性などに対して、生涯学習関連施設において情報リテラシーに関する講座などを積極的に開設していくことの必要性について言及されています。

このような状況の下、文部科学省では、デジタル・デバイドの防止・解消のため、特に平成十二年度補正予算において、IT普及国



民運動の一環として、公民館などの社会教育施設における環境整備を進めており、広く国民の方々のパソコン操作に関する技能向上のための施策を講じています。

また、平成十三年度に向けて、

障害のある児童生徒について、最新の情報機器や情報ネットワークにより障害を補完したり、学習を支援したりする補助手段として活用することなどにより、障害に基づく種々の困難を改善・克服した

障害のある児童生徒について、最新の情報機器や情報ネットワークにより障害を補完したり、学習を支援したりする補助手段として活

用することなどにより、社会とのコミュニケーションを広げたりするための施策を検討中です。

4 国際的な協調及び貢献

高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的規模で展開していることから、高度情報通信ネットワークに関する国際的な連携と開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければなりません。

文部科学省においては、アジア地域の人材育成に資するため、我が国の中核的な高等遠隔教育機関である放送大学と関係機関などが連携し、遠隔教育による国際教育協力を進めているほか、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象としてそれぞれの国・地域の実情に即した教員などを対象とするIT教育計画の策定等を検討しているところです。

「教育の情報化」により、すべての学校でパソコン・インターネットが活用できるようになり、現在、計画的な整備が進められている

り、社会とのコミュニケーションを広げたりするための施策を検討中です。

高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的規模で展開していることから、高度情報通信ネットワークに関する国際的な連携と開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

文部科学省においては、アジア地域の人材育成に資するため、我が国の中核的な高等遠隔教育機関である放送大学と関係機関などが連携し、遠隔教育による国際教育協力を進めているほか、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象としてそれぞれの国・地域の実情に即した教員などを対象とするIT教育計画の策定等を検討しているところです。

（文部科学省）

5「情報化の影の部分」への対応

情報化の進展は、人々の暮らしを豊かにしたり、社会の活動を効率的なものにしたりするという光の部分を持つ一方で、青少年の健全育成に悪影響を及ぼしかねないという影の部分を併せ持つという指摘もあります。いわゆる「情報化の影の部分」としては、個人の孤立化や人間関係の希薄化、自然体験・社会体験の不足、有害情報の氾濫、ネットワーク上のモラルヤルールの問題などが指摘されています。文部科学省としては、「情報」そのものを主体的に収集・判断等できる能力を育成する「情報教育」の推進、「心の教育」の充実、教員の資質の向上、「全園子どもプラン」による体験活動の推進、有害情報への対応などを行っているほか、新たに「引きこもりがちな青少年を対象とした体験活動推進事業」等を検討しています。